

「訪日クルーズ 500 万人時代」に向けたクルーズ船の受入環境の整備

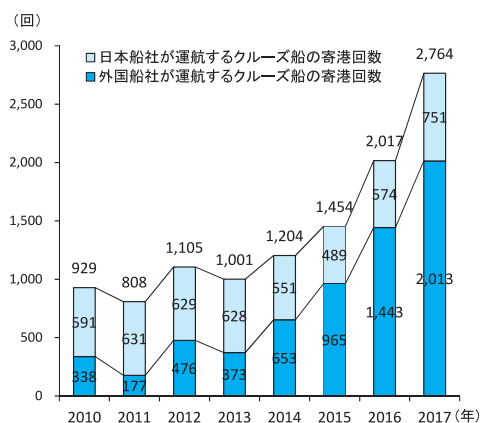
国土交通省 港湾局 産業港湾課 クルーズ振興室 企画係長 ^{みやもと} 宮本 ^{しょうへい} 祥平

1. はじめに

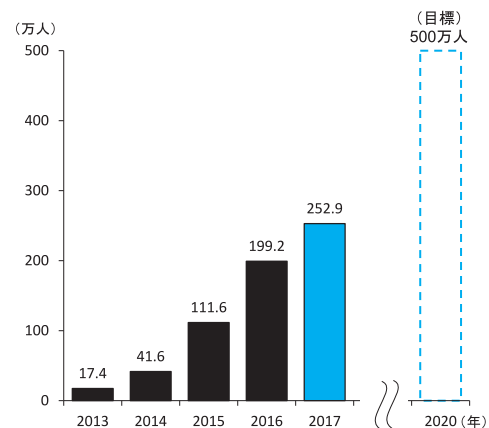
CLIA（クルーズライン国際協会）の予測によると、2017年の世界のクルーズ人口は2,580万人で前年比4.5%増となっており、引き続き増加を続けています。アジアを中心とする世界のクルーズ市場の急成長を背景に、我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数も増え続けており、2017年のクルーズ船の寄港回数は、外国船社運航のクルーズ船が2,013回、日本船社運航のクルーズ船が751回、合計では過去最高の2,764回（2016年：2,017回、前年比37.0%増）となりました（図－

1）。同時に、訪日クルーズ旅客も急増しており、2017年に、我が国へクルーズ船により入国した外国人旅客数は、約252.9万人（2016年：約199.2万人、前年比26.9%増）と過去最高を更新しました（図－2）。

我が国では、2016年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられ、その中で、「クルーズ船受入の更なる拡充」を図ることとし、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標が立てられました。本稿では、この目標実現のためのハード・ソフト両面におけるクルーズ船の受入環境の整備に係る取り組みについて紹介します。



図－1 我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数



図－2 クルーズ船による外国人入国者数（概数）

注1) 法務省入国管理局の集計による外国人入国者数で概数（乗員除く）。
 注2) 1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、
 （各港で重複して計上するのではなく）1人の入国として計上している。

2. 現在の取り組み

(1) 「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾

「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の実現に向けた施策の一つとして、世界に誇る国際クルーズの拠点形成を図ることとしています。

前述のとおり、外国クルーズ船の我が国港湾への寄港需要は増加を続けており、クルーズ船社にとって、日本の港湾で寄港できる岸壁を確保することがますます困難になってきています。クルーズ船社は、一般に、1年以上前からクルーズ商品の造成を行っているため、早期に寄港地と寄港スケジュールを確定する必要があります。しかし、既存の貨物用岸壁を活用してクルーズ船を受け入れている港湾においては、一般に、貨物船のスケジュール確定が後日になるため、貨物船とクルーズ船との岸壁の利用調整が問題になる場合があります。このため、特に寄港需要の大きい港湾においては、貨物用岸壁を活用してクルーズ船を受け入れる方法は限界に達しつつあり、クルーズ船を専用的に受け入れる岸壁を備えた国際クルーズ拠点の形成が必要となっています。

また、我が国に寄港するクルーズ船を運航する船会社の中には、岸壁の優先的な利用を希望する一方で、旅客ターミナルビル等への投資の意向を示す船会社も出現してきました。こうした民間の需要を取り込み、クルーズ船社による投資と港湾管理者による受入環境の整備を組み合わせる国際

クルーズ拠点を形成する新しい制度を創設するため、第193回国会に「港湾法の一部改正する法律案」を提出し、平成29年6月2日に成立し、7月8日に施行されました。今般の法改正で創設した新たな制度の概要は以下のとおりです(図-3)。

- ① 受入拠点の形成を図る港湾（国際旅客船拠点形成港湾）を国が指定
 - ・岸壁の整備状況、クルーズ船社との連携の度合い、クルーズ旅客の見込み数等を総合的に勘案して、国が指定
- ② 港湾管理者がクルーズ拠点の形成計画（国際旅客船拠点形成計画）を作成
 - ・将来の外航クルーズ旅客の受入れ目標、ターミナルビル等の施設の整備概要、官民の役割分担等を内容とする受入拠点形成計画を港湾管理者が作成
 - 計画に基づく工事の許可等の特例を措置
- ③ 港湾管理者が民間事業者と協定（官民連携国際旅客船受入促進協定）を締結
 - ・港湾管理者はクルーズ船社に長期の岸壁の優先的な利用を認める
 - ・クルーズ船社等は形成計画に沿って旅客施設を整備するとともに、自社の使用しない日には他社の使用を許容する
 - クルーズ船社等の地位を引き継いだ承継者にも協定の効力が及ぶ規定を創設
 - クルーズ船社等が所有する旅客施設の利用料金が著しく不適切な場合等における、港湾管理者による変更命令を規定

7月26日、国土交通大臣は「国際旅客船拠点形成港湾」として横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港及び平良港の6港を指定しました。

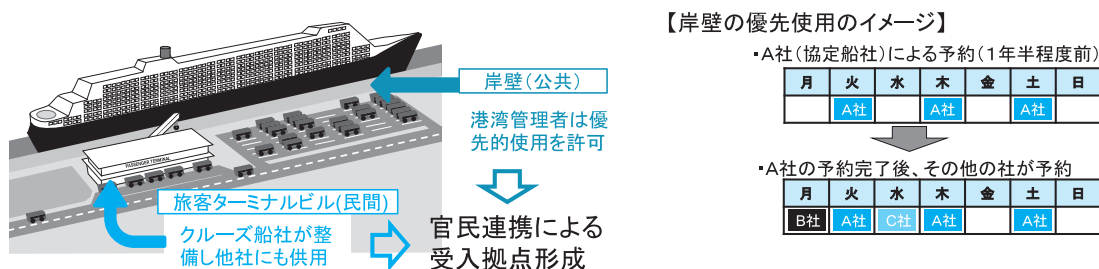


図-3 国際旅客船拠点形成のイメージ

これらの6港においては、港湾管理者が作成する国際旅客船拠点形成計画及び港湾管理者とクルーズ船社が締結する官民連携国際旅客船受入促進協定に基づき、それぞれの運用開始年度に向け、公共がクルーズ船専用岸壁の整備等を行うとともに、民間が旅客ターミナルビル等の整備を進めていくことになります。

現時点で、これら6港全てにおいて国際旅客船拠点形成計画を作成・公表しており、佐世保港と八代港においては、官民連携国際旅客船受入促進協定が締結されています（平成30年3月16日時点）。

他方、上記6港以外にも、港湾管理者とクルーズ船社のマッチングに向けた取り組みが行われている状況を受け、国土交通省港湾局では平成29年12月22日から平成30年2月9日にかけて、「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」（以下、「計画書（目論見）」という）の第2次募集を行いました。その後、学識経験者等を構成員とする「官民連携によるクルーズ拠点形成検討委員会（委員長：一橋大学大学院 山内弘隆教授）」を開催し、港湾管理者及びクルーズ船社から応募のあった計画書（目論見）の評価を行いました。国土交通省は、この評価結果を受けて、平成30年2月27日に鹿児島港を「官民連携によるクルーズ拠点」を形成する港湾として、追加で

選定しました（図－4）。

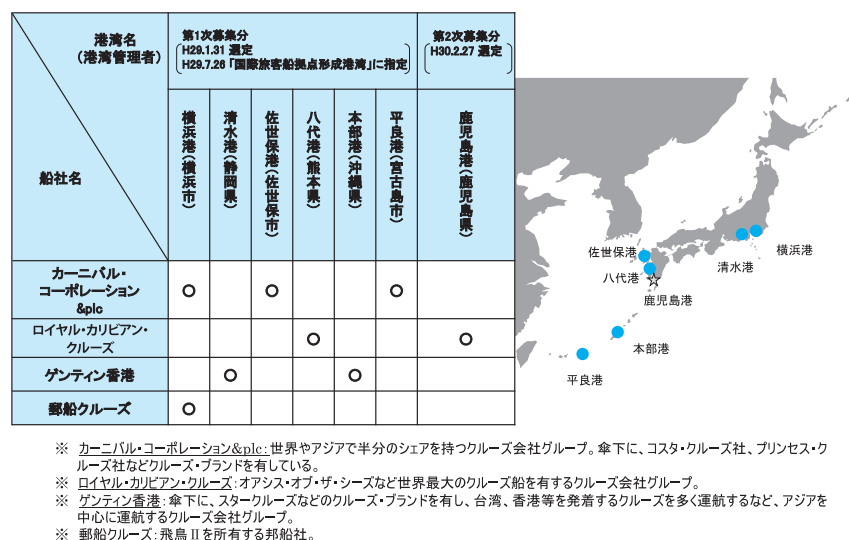
（2）既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境の整備

クルーズ船の寄港需要の急激な増加や船型の大型化に対応するためには、既存ストックを有効に活用しつつ、効果的な投資でクルーズ船の受入れを可能とすることが重要になります。国土交通省港湾局では、既存の物流ターミナルで、クルーズ船の受入れに必要な係船柱や防舷材を追加設置するなど、既存ストックを改良することでクルーズ船の受入環境の整備を図っています。

（3）クルーズ旅客の受入機能の高度化

① 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

我が国では、クルーズ船の寄港需要の急激な増加や船型の大型化に対応するため、既存ストック改良により物流ターミナルで多くのクルーズ船を受け入れています。しかし、物流ふ頭では従来旅客の利用を想定していないため、着岸した岸壁の背後地には石灰石や木材チップ等が積まれていたり、老朽化した物流倉庫などが存在していたりなど、旅客の安全性や円滑な移動において課題を抱えていました。また、クルーズ船の見物客やクルーズ旅客の利用するバス・タクシー等の車両により、港湾周辺の道路が混雑するなどし、港の物



図－4 「官民連携によるクルーズ拠点」を形成する港湾

流機能への影響も懸念されます。これらの課題や更なる訪日外国人の増加への対応として、クルーズ船を受け入れる玄関口としての環境整備が求められています（図－5、6）。

そこで、平成29年度に、クルーズ旅客の受入環境の改善及び物流機能の効率化を図るため、地方自治体等が行うクルーズ旅客の利便性や安全性を向上するための事業（屋根付き通路の設置や大型テントの購入など）に対する補助制度として「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」を創設しました（図－7）。平成30年度においては4月より公募を開始し、全国の20港において事業を実施しています。

② 旅客施設等への無利子貸付

クルーズ船を受け入れる際に、待合所やCIQ施設を備えた旅客施設がないと、クルーズ旅客を

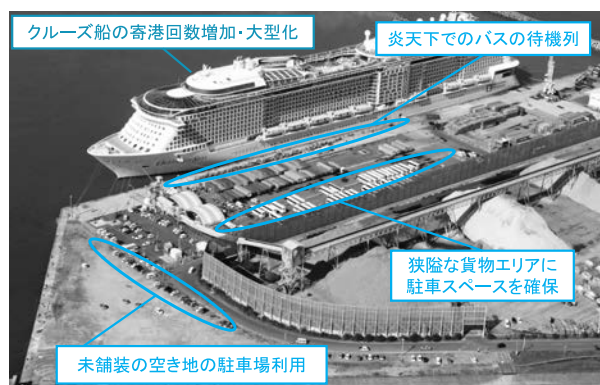
効率的に受け入れることができません。

こうした状況を改善するため、民間活力を活用して旅客施設の整備を促進する必要があることから、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に対して資金の無利子貸付による支援を行う制度を平成28年度に創設しました。旅客施設等が整備されると、物流荷役への影響の緩和が期待されるとともに、CIQにかかる時間が短縮され、旅客の快適性の向上が期待できます。

この無利子貸付制度の対象となる施設は、外航クルーズ船の受入れのための旅客施設及び附帯する駐車場、広場等です（図－8、9）。

(4) 全国クルーズ活性化会議と連携した寄港地の全国展開に向けたプロモーション

クルーズ船の寄港を活かした地方創生のために

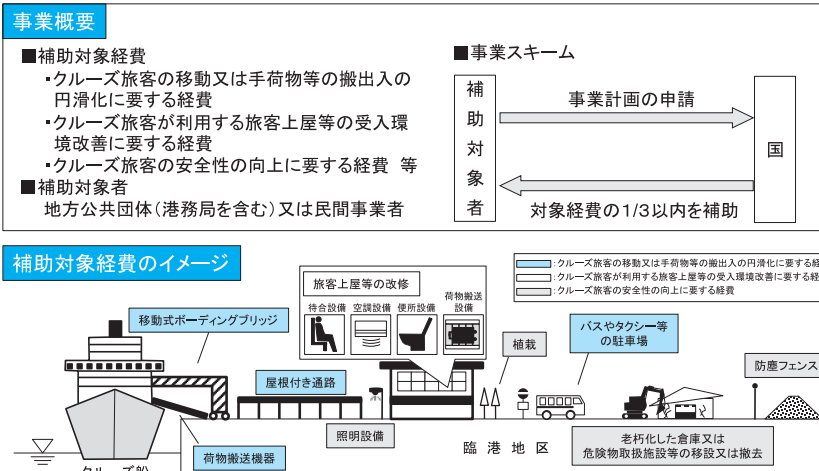


図－5 油津港におけるクルーズ船の受入れ



図－6 高知港におけるクルーズ船の受入れ

訪日クルーズ旅客数500万人の実現に向けて、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための事業を実施する者（地方公共団体及び民間事業者）に対し、その経費の一部を国が補助する。



図－7 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業／国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業 制度概要

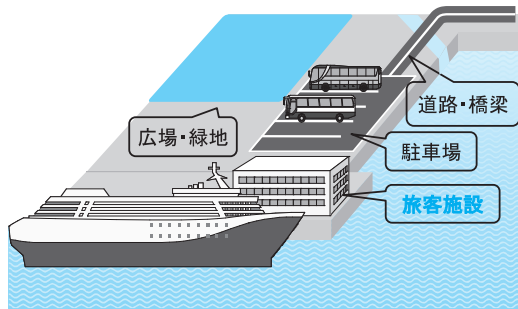


図-8 無利子貸付の対象となる施設のイメージ



図-9 横浜港における無利子貸付活用施設のイメージ

は、西日本の一部の港湾だけではなく、全国にクルーズ船寄港による効果を波及させることが必要です。

クルーズ船の寄港地を全国津々浦々に広げるため、「全国クルーズ活性化会議」との連携のもと、外国クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を実施するとともに、ウェブサイトにおいて港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するなど、港湾と観光が一体となったプロモーションを展開しています。

平成 29 年度は 5 社と計 9 回の商談会を開催し、延べ 69 港が参加しました。また、上記ウェブサイトは、掲載港湾数を 92 港から 102 港に増加させるなど充実させました。平成 30 年度以降もこれらの取り組みを継続していきます。

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を活用した外国人対応

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日決定）に掲げられた、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、6,000 万人の実現に向けて、外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上、観光地までの移動円滑化等を推進することが必要です。このような、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的として、各分野において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」が実施されています。港湾においては、地方公共団体等がクルーズ船着岸岸壁の背後地等において行う、無料公衆無線 LAN の整備や案内看板の多言語化等の事業を



写真-1

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金」を活用した案内看板の多言語化

支援しており、平成 30 年度以降も継続していきます（写真-1）。

(6) 「みなとオアシス」の活性を通じた地域活性化

① みなとオアシスの活用

「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が登録するもので、平成 30 年 6 月 15 日現在までに 111 カ所が登録されています。地域の活性化に寄与するとともに（図-10）、クルーズ船寄港時には、クルーズ旅客の受入れや情報発信、歓迎イベント等を行っている「みなとオアシス」もあります。

② 港湾協力団体の活用

クルーズ船入港時の歓迎イベントの開催等、港湾空間において民間団体等による地域活性化のための活動が活発になっています。そして、よりきめ細やかな港湾管理を実現していくために、港湾管理者と港湾を拠点に活動するそれら民間団体等との協力・連携を深める必要があります。

このような多様化するニーズへ対応するため、港湾の利用促進や管理に資する業務（港湾法第

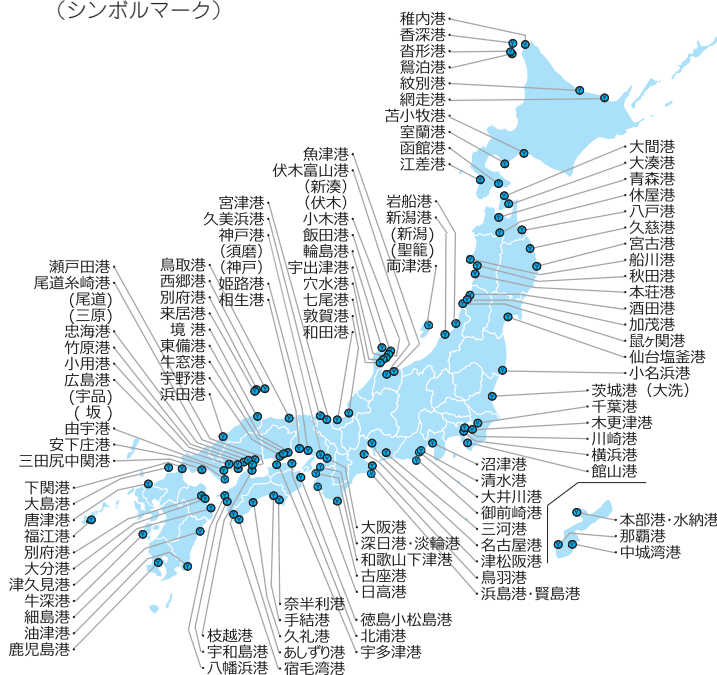
41 条の 3、表－1) を適切かつ確実に行うことができると認められる民間団体等を、港湾管理者が「港湾協力団体」として指定（港湾法第 41 条の 2）する制度が平成 28 年 7 月 1 日に施行されました。「港湾協力団体」に指定された民間団体等は、業務の実施に関し必要な情報等を国及び港湾管理者から受けられるようになりました（港湾法第 41 条の 5）。また、港湾区域内水域等を占有する際、港湾管理者との協議が成立することをもって、占有の許可があったものとみなされ、手続きの簡素化を図ることができます（港湾法第 41 条の 6）。

3. おわりに

「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた「訪日クルーズ旅客を 2020 年に 500 万人」という高い目標を実現し、我が国のクルーズ振興を図っていくためには、残り 3 年で約 2 倍の訪日クルーズ旅客を受け入れる必要があります。今後も、クルーズ船社、旅行会社、国・地方自治体の関係機関、民間事業者、地域住民、NPO 等の関係者と協働し、取り組みを加速していきたいと考えています。



標章
(シンボルマーク)



図－10 全国のみなとオアシス所在港湾一覧

表－1 港湾協力団体の業務

業務	内容	具体例
港湾施設の整備又は管理	港湾施設の整備	・ 緑地における植栽 ・ 藻場、干潟の造成 ・ 行事に利用する浮桟橋の設置
	港湾施設の管理	・ クルーズ船受入時の埠頭用地や道路の段差解消、清掃等 ・ 港湾情報提供施設における受付、案内、清掃等 ・ 海浜の清掃
情報又は資料の収集及び提供	港湾の利用状況等の把握や資料の配布 等	・ 港湾に関するパンフレットの作成及び配布 ・ クルーズ船来港時の受入活動の把握
調査研究	港湾における物流、人流、環境に係る調査等	・ 港湾の経済効果調査 ・ クルーズ旅客の動向調査 ・ 水質モニタリング調査
知識の普及及び啓発	港湾の利用振興	・ クルーズ船受入時の歓迎行事の実施等 ・ 港湾の能力やサービス水準の PR
	港湾に関する講習会、学習会等	・ 港湾の役割等に関する講習会 ・ 港湾における避難訓練・図上訓練 ・ 港湾の見学ツアーの開催